

旅行業法施行規則の一部改正について

平成 18 年 12 月  
観 光 事 業 課

**I. 背景**

- 地域が企画する創意工夫に満ちた旅行商品の流通を促して地域振興を進める観点から、第3種旅行業者が募集型企画旅行を行えるように検討を行う旨、「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」（平成18年2月15日構造改革推進本部決定）に盛り込まれたところ。
- これを受け、「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行業者が従来営業保証金及び最低資本金のまま、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとする内容とする報告書が本年6月に取りまとめられたところ。
- これを踏まえ、旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）を改正し、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施に関し必要な規定の整備を行う。

**II. 改正の概要**

- 旅行業法施行規則第1条の2を改正し、次の条件の下、募集型企画旅行を実施することができるよう、第3種旅行業務の範囲を変更する。
  - ・ 募集型企画旅行の催行区域が、当該募集型企画旅行毎に、当該事業者の一の営業所が存する市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）及びこれに隣接する市町村により形成される区域内に設定されていること。
  - ・ 募集型企画旅行に係る旅行代金については、一定の比率以内であらかじめ設定される申込金を除き、旅行開始日より前の收受は行わないこと。
- その他、第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行に関して、必要な規定を整備する。

**III. スケジュール（予定）**

公布日：平成19年2月  
施行日：平成19年4月頃